

J R 姫新線維持・利用促進ワーキングチーム 設置要綱

(設置)

第1条 J R ローカル線の利用促進策の検討にあたり、各地域特有の事情等を踏まえた検討を行うため、J R ローカル線維持・利用促進協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、「J R 姫新線維持・利用促進ワーキングチーム」(以下、「W T」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 W Tは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) J R 姫新線(播磨新宮～上月)の利用促進策の検討、取組状況の把握
- (2) 前号に掲げるもののほか、J R 姫新線(播磨新宮～上月)の維持・活性化に関し必要な事項

(組織)

第3条 W Tは、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和8年3月31日までとする。

(事務局)

第4条 W Tの事務局は、西播磨県民局総務企画室において処理する。

(会議)

第5条 W Tの会議(以下、「会議」という。)は、事務局が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 事務局が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により、旅費を支給する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月6日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

J R 姫新線維持・利用促進ワーキングチーム 委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 所 属・役 職 | |
|-------------|-------|------------------------------|--------------|
| 沿 線 市 町 | 矢本 博文 | たつの市ふるさと創造課長 | |
| | 大下 順世 | 佐用町企画防災課長 | |
| J R 西 日 本 | 尾崎 大史 | 西日本旅客鉄道株式会社 兵庫支社課長 | |
| 交 通 事 業 者 | 藤本 直人 | 株式会社ウイング神姫業務部業務課次長 | |
| 観 光 事 業 者 | 矢部 卓也 | 神姫観光株式会社 常務取締役 ツーリズム事業部担当 | |
| 商 工 関 連 団 体 | 山村 智子 | 龍野商工会議所事務局長 | |
| | 栗岡 雅司 | たつの市商工会事務局長 | |
| | 石原 伸吾 | 佐用町商工会事務局長 | |
| 有 識 者 | 社会活動家 | 石井 靖敏 | しんぐうNext会長 |
| | | 谷口 悠一 | コバコ株式会社代表取締役 |
| | | 畑本 康介 | 株式会社緑葉社代表取締役 |

| | | |
|-------|-------|-----------------|
| 兵 庫 県 | 近藤 康 | 中播磨県民センター県民躍動室長 |
| | 溝垣 敏宏 | 西播磨県民局副局長 |

(オブザーバー)

| | | |
|-------|-------|-------------------------|
| 姫 路 市 | 山本 欣嗣 | 姫路市都市局交通計画部地域公共交通課長 |
| 岡 山 県 | 丸山 裕介 | 岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課主任 |

第6条にて定める委員の謝金

「JR姫新線維持・利用促進ワーキングチーム」は、JR姫新線の維持・活性化に係る利用促進策等を検討するにあたり、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得るための協議会であることから、有識者委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、有識者委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

| 委員の区分 | 謝金の額 |
|---------------------------|------------|
| 有識者委員 (第5条第3項に定める者を含む) | 日額 12,600円 |